

生徒会役員選挙規定

第一章 総 則

- 第1条 生徒会規約第三章第12条の規定に基づき、生徒会役員を公正に選出するため、生徒会役員選挙に関する規定を定める。
- 第2条 生徒会役員は、会長2学年1名、副会長1・2学年各1名、役員1・2学年各2名とし、本会会員の直接選挙によって選出される。

第二章 選挙管理委員会

- 第3条 選挙管理委員会は、生徒会役員選挙時に設置し、各学級より選出された2名から構成する。また、生徒会役員に欠員が生じた場合もこれに準ずる。
- 第4条 選挙管理委員会は、委員の互選によって、委員長1名、副委員長2名を定める。
- 第5条 選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるよう管理と選挙に関する一切の責任を負う。

第三章 選挙権及び被選挙権

- 第6条 本会の会員は、すべて平等の選挙権及び被選挙権を有する。
- 第7条 生徒会規約第三章第11条による役員に、立候補の意志ある者は、選挙管理委員会にその意志を書面をもって本人が届出る。
- 第8条 立候補しようとする者は、本会の会員で同学年の5名以上の推せんを必要とする。

第四章 公 示

- 第9条 選挙管理委員会は、立候補受付期間を投票日の10日前までに公示し、公示に関する一切の事務等の責任を負う。

第五章 選挙活動

- 第10条 各候補者の選挙用ポスターの枚数及び貼付場所の規定は選挙管理委員会が指定する。
- 第11条 立候補者の選挙演説は、演説会会場及び校内放送を利用して行うことを原則とする。
- 第12条 前条以外の選挙運動については、選挙管理委員会の指示に従う。

第六章 投 票

- 第13条 投票用紙は投票日に、定められた投票場所で配布する。立ち会い人を1名以上置くものとする。

第 14 条

1. 投票時間、場所は選挙管理委員会の指定による。
2. 候補者が定員を越えない時は、信任投票とし、満たなかったり、欠員の場合は、1 週間以内に選挙公示を行い、補充投票を行う。

第七章 開票及び選者の決定

第 15 条 開票は即日開票とし、候補者中、定員内で投票数の上位のものとする。立候補者が定員数の場合は信任、不信任にて決定する。信任は有効投票数の過半数を必要とする。